イ　建築士名簿により確かめる方法
ロ　当該計画に係る申請者又は通知をした国の機関の長等（以下この項及び第四項において「申請者等」という。）に対し、建築士免許証等の提示を求め、当該建築士免許証等により確かめる方法
三　申請又は通知に係る建築物が建築士法第二十条の二の規定の適用を受ける場合にあっては、施行規則別記第十八号の二様式による申請書の第二面及び施行規則別記第三号様式による建築計画概要書の第一面又は施行規則別記第四十二号の十二の二様式による通知書の第二面に記載された構造設計一級建築士である旨の表示をした者が、建築士法第十条の二第四項に規定する構造設計一級建築士であることを次に掲げる方法のいずれかにより確かめること。
イ　一級建築士名簿により確かめる方法
ロ　申請者等に対し建築士法第十条の二第一項に規定する構造設計一級建築士証（同法第十条の四第一項の規定により中央指定登録機関が交付するものを含む。）の提示を求め、当該構造設計一級建築士証により確かめる方法
四　申請書又は通知書の正本に添えられた図書に当該図書の設計者の記名及び押印があることを確かめること。
五　申請又は通知に係る建築物が建築士により構造計算によってその安全性を確かめられたものである場合（建築士法第二十条の二の規定の適用を受ける場合を除く。）にあっては、次に定めるところによること。
イ　証明書の写し及び構造計算書に構造計算の種類が記載されていることを確かめ、当該建築物の計画が構造計算適合性判定を要するものであるかどうかを判断すること。
ロ　証明書の写し及び構造計算書に構造計算の種類が記載されていることを確かめ、当該建築物の計画が構造計算適合性判定を要するものであるかどうかを判断すること。
六　申請又は通知に係る建築物が建築士法第二十条の二の規定の適用を受ける場合にあっては、構造計算書に構造計算の種類が記載されていることを確かめ、当該建築物の計画が構造計算適合性判定を要するものであるかどうかを判断すること。
七　前二号の審査において、当該建築物の計画が構造計算適合性判定を要するものであるかどうかを判断することができないときは、当該建築物の計画について法第六条第四項又は法第十八条第三項に規定する審査をする権限を有する建築主事に照会すること。
3　構造計算適合性判定のための審査は、次の各号に定めるところによるものとする。
一　申請又は通知に係る建築物の安全性を確かめるために行った構造計算の種類が、当該建築物の構造又は規模に照らして建築基準法第二十条第一項の規定又は令第百三十七条の二各号に掲げる範囲に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合していることを確かめること。
二　申請又は通知に係る建築物の安全性を確かめるために行った構造計算の種類が、証明書の写しの記載事項と整合していることを確かめること。ただし、当該建築物が建築士法第二十条の二の規定の適用を受ける場合にあっては、この限りではない。
三　次に掲げる構造計算の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより審査を行うこと。
イ　令第八十一条第二項に規定する基準に従った構造計算で国土交通大臣が定めた方法によるもの　次に定めるところにより行うこと。
(1)　申請書等により、別表（い）欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表（ろ）欄に掲げる図書に基づき、同表（に）欄に掲げる判定すべき事項について審査すること。
(2)　建築主事又は指定確認検査機関（以下「建築主事等」という。）から施行規則第一条の四（施行規則第三条の三又は施行規則第八条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により留意すべき事項が通知された場合にあっては、当該事項の内容を確かめ、これに留意して審査し、及び当該通知をした建築主事等に対して、遅滞なく、当該事項に対する回答をすること。
(3)　申請又は通知に係る建築物の計画について建築主事等が別表（は）欄に掲げる審査すべき事項の審査を行うに当たって留意すべき事項があると認めるときは、施行規則第三条の八（施行規則第三条の十又は施行規則第八条の二第八項において準用する場合を含む。）の規定により、当該計画について確認の申請を受けた建築主事等に対し、当該事項の内容を通知すること。
ロ　令第八十一条第二項又は第三項に規定する基準に従った構造計算で国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるもの　イ及び次に定めるところにより行うこと。この場合において、国土交通大臣の認定を受けたプログラムの当該認定に係る認定書の写しの内容を確かめるとともに、申請又は通知の際に磁気ディスク等の提出があったときは、別表（に）欄に掲げる判定すべき事項のうち、国土交通大臣によるプログラムの認定に当たり国土交通大臣が指定した図書以外の図書に係る判定すべき事項については、その審査を省略できるものとする。
(1)　構造計算適合性判定に係る建築物の構造の種別、規模その他の条件が国土交通大臣の認定を受けたプログラムの使用条件に適合することを確かめること。
(2)　構造計算適合性判定に係る建築物の設計者が用いた国土交通大臣の認定を受けたプログラムと同一のものを用いて磁気ディスク等に記録された構造設計の条件に係る情報により構造計算を行い、当該構造計算の結果が申請書又は通知書に添えられた構造計算書に記載された構造計算の結果と一致することを確かめること。
(3)　申請書又は通知書に添えられた構造計算書に国土交通大臣の認定を受けたプログラムによる構造計算の過程について注意を喚起する表示がある場合にあっては、当該注意を喚起する表示に対する検証が適切に行われていることを確かめること。
第二第四項第一号中「第七十七条の三十五の七第一項」を「第七十七条の三十五の九第一項」に改め、同項第二号から第四号までを次のように改める。
二　前二項の審査において、法第六条の三第三項又は法第十八条第六項（これらの規定を法第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により意見を聴いたときは、当該意見に関する記録を施行規則第三条の七第一項第一号ロ(1)及び(2)に定める図書及び書類の一部として前二項の規定による審査を行うこと。
三　前二項の審査において、申請又は通知に係る建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定したときは、法第六条の三第四項又は法第十八条第七項（これらの規定を法第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次号において同じ。）の規定に基づき、申請者等に適合判定通知書を交付すること。
四　前二項の審査において、申請又は通知に係る建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合しないものであると判定したときは、法第六条の三第四項又は法第十八条第七項の規定に基づき、当該計画に係る申請者等に当該計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合しない旨及びその理由を記載した通知書を交付すること。
第二第四項に次の三号を加える。
五　前二項の審査において、申請又は通知に係る建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを決定することができない場合であって、次のイ又はロのいずれかに掲げるときは、それぞれイ又はロに定めるところによることとし、法第六条の三第六項又は法第十八条第九項（これらの規定を法第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する正当な理由があるときは、これらの項の規定に基づき、当該計画に係る申請者等に当該計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書を交付すること。
イ　申請書等に不備（申請者等が記載しようとした事項が合理的に推測されるものに限る。）がある場合　申請者等に対して相当の期限を定めて申請書等の補正を書面で求めること。この場合において、補正が行われたときは、補正された申請書等について前二項の規定による審査を行うこと。